様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　２０２５年　４月２５日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えすあいえす・てくのさーびすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 エスアイエス・テクノサービス株式会社  （ふりがな） ありさわ　おさむ  （法人の場合）代表者の氏名 有澤　修  住所　〒135-0047  東京都江東区富岡二丁目１１番６号  法人番号　2010601038717  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取組み | | 公表日 | ２０２５年　４月２５日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP「DXへの取組み」  https://www.sis-techno.co.jp/company/dx.html  「経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性」の項目にて公表 | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  社員の成長を通じて、お客さまのITビジョンの実現を支援する。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  経営ビジョンを実現するために定めた主要施策  1.製造力の強化  　積極的な新卒・キャリア採用の推進とデジタル人材の育成  2.構造改革  　事業の成長加速に向けた、SI事業拡大施策の推進  3.事業領域の拡大  　お客さまの新しい領域への参入に向けた、クラウドなど高次業務への参入、新たなサービスの創出  4.事業成長を支える基盤強化  　人事制度・働き方の改革、デジタル技術を活用した企業活動の変革 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 記載内容は取締役会にて決議された内容に基づく |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取組み | | 公表日 | ２０２５年　４月２５日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP「DXへの取組み」  https://www.sis-techno.co.jp/company/dx.html  「データとデジタル技術を活用する戦略」の項目にて公表 | | 記載内容抜粋 | １．社内業務の生産性向上  業務プロセスを横断的に見直し、不要な作業を排除することで、社員一人ひとりがより快適に働ける環境を創出し、生産性を大幅に向上させることで持続可能な成長を遂げるとともに、社員の創造力と可能性を最大限に引き出す。  ２．データ活用の高度化  営業データや経営データの精度を向上させ、これらを効果的に連携することで、迅速かつ的確な営業活動や経営判断を可能にする環境を整備。これにより、競争力をさらに高めることを目指す。  ・営業支援システムの導入によるデータ精度の向上、日報など追加デジタルデータの取得とこれらを連携させた速やかな分析  ・社内ポータルサイトの更改による社内共有データの拡大と共有タイミングの早期化  ・各種経営管理データの連携による収益予測の精度向上と生産性向上  ・生成AIの導入による、蓄積データからの経営検討情報抽出の高速化、抜本的な生産性の向上  ３．DX推進力の向上  従来の社員育成制度・資格取得報償制度を拡充し、お客さまのDX推進を強力にサポートできるデジタル人材の育成に努めるとともに、 提供するソリューション・サービスの質の更なる向上を図る。また、生成AIをはじめとする革新的な技術の活用により、新たなサービスの創出を推進。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 記載内容は取締役会にて決議された内容に基づく |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXへの取組み  「体制・組織」「人材の育成・確保」の項目にて公表 | | 記載内容抜粋 | 1. 経営トップ主導のもと、DX戦略推進・強化のための組織として、経営企画部内に全社的なデータの一元管理、各部業務のプロセス改革、お客さま向けサービス創出支援を目的とするDXの業務分掌を追加し運営。 2. 採用・人材育成、人事制度改革を担う責任者として「ヒューマン・キャピタル・オフィサー（HCO）」を任命。HCOの下、デジタル人材育成として、各部門の業務特性に応じて社員ごとに獲得を推奨する資格を設定、部門目標と個人の目標が紐づく形で資格取得を推進。教育にあたってはeラーニングによる学習機会を提供し、職種に応じたスキルと知識を習得できる、多層的な育成プログラムを提供。学習と資格保有に関する意欲向上のため、受験費用の補助や、保有資格に応じた手当も順次見直し・拡充を実施。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXへの取組み  「環境の整備に向けた方策」の項目にて公表 | | 記載内容抜粋 | 中期計画で戦略的な投資計画を策定し、定期的に達成状況に応じた見直しを図り、推進。  １．生産性向上・データ活用基盤の整備  ・営業支援システムの導入  ・業務アプリケーションへの生成AIの導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取組み | | 公表日 | ２０２５年　４月２５日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP「DXへの取組み」  https://www.sis-techno.co.jp/company/dx.html  「推進指標」の項目にて公表 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成指標として、以下のKPIを設定。  KPIは経営計画と連動しており、定期的に達成状況に応じた見直しを図り、推進。  2025年度  １．社内業務の生産性向上  ・社内業務のデジタル化・業務効率化の実施（対応時間削減）  （参考：2024年度実績　目標削減時間達成率　79.6%）  ２．データ活用の高度化  ・営業支援システムの稼働（2025年度中）  ・業務アプリケーションにおける生成AIの導入（2025年度中）  ３．DX推進力の向上  ・デジタル関連資格のべ獲得数  （参考：2024年度実績　獲得目標達成率　42.2%）  ・社員増加数  （参考：2024年度実績　目標達成率　80.0%）  ・デジタルを活用した新サービスの提供数  （参考：2024年度実績なし） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年　４月２５日 | | 発信方法 | 当社HP「DXへの取組み」  https://www.sis-techno.co.jp/company/dx.html  「メッセージ」の項目にて公表 | | 発信内容 | 次の内容で代表取締役より発信。  エスアイエス・テクノサービスはこれまで25年以上の永きにわたり、ICTのプロフェッショナルとしてお客さまのICTインフラのお手伝いをしてまいりました。  お客さまのデジタルトランスインフォメーションへの取り組みが加速している中、当社も時代の変化に迅速に対応すべく、 継続的に業務プロセスの刷新やデータの利活用を図るとともに、技術革新を取り込んだ付加価値の高度化、 「従業員 1st」のスローガンのもとビジネス価値を創造できる人材育成に取り組み、お客さまのニーズに寄り添ったソリューション・サービスを提供してまいります。 DX推進にあたっては、PDCAサイクルを回して経営がしっかりとその状況を把握し、進捗状況や課題を管理すると共に計画の実現に向け取り組んで行きます。  エスアイエス・テクノサービス株式会社  代表取締役 有澤 修 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年　３月頃　～２０２５年　４月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年　２月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | IPA「SECURITY ACTION」制度に基づく二つ星宣言を行っております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。